

令和5年度
第1回新宿区国民健康保険運営協議会

報告事項資料

新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画の骨子案について

令和5年8月26日
新宿区健康部医療保険年金課

新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画

第四期新宿区特定健康診査等実施計画 ～骨子案～

I 基本的事項

【背景・目的・計画期間】

データヘルス計画では、国が定める指針に基づき、健康・医療情報を活用し、保健事業の実施を図るための計画を策定し、P D C Aサイクルに沿った保健事業の実施・評価・改善等を行う。特定健康診査等実施計画では、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健診及び特定保健指導等の実施方法や目標に関する基本的な事項を定める。

両計画は、被保険者の健康増進や医療費の適正化を目的としており、相互に関連させることで、より効率的かつ効果的な実施となることから、**現計画と同様に一体的に策定を行う**。また、計画期間は、**令和6年度～令和11年度の6年間**とする。

II 健康・医療情報などの分析と課題

平均寿命・平均自立期間・標準化死亡比

- 平均寿命は、平成30年度～令和4年度において、区、都、国いずれも変化なし。区（男性80.5歳、女性87.1歳）、都（男性81.1歳、女性87.3歳）、国（男性80.8歳、女性87.0歳）。
- 令和4年度の平均自立期間は、男性79.9歳、女性84.4歳。男女とも都平均（男性80.2歳、女性84.6歳）を下回るが、平成30年度に比べて男性は1.2歳、女性は0.2歳長い。
- 標準化死亡比は、令和3年度及び4年度に男性103.4と国平均100を上回る。女性は国平均及び都平均を下回る。

医療費の分析

- 平成30年度から被保険者は減少傾向にあるが、医療費は減少しておらず、1人あたり医療費が増加傾向にある。
- 生活習慣病関連疾患の医療費は、令和4年度は医療費全体の16.5%となっており、腎不全、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、脳梗塞の順で医療費が高額となっている。生活習慣病の重症化を予防し、ひいては医療費の抑制につながる取組が引き続き必要である。
- 後発医薬品の使用割合は、平成30年度の56.4%から年々増加し、令和4年度は71.8%。一方で、国の目標値（80%）や令和4年度都平均（76.8%）よりも低く、引き続き働きかけが必要である。
- 歯周病と全身疾患（糖尿病等）の関連性があるため、歯周疾患予防対策が必要である。

特定健康診査・特定保健指導の分析

- 令和3年度の特定健診の受診率は32.0%であり、都平均（42.9%）、国平均（36.4%）よりも低い。
- 令和3年度の特定保健指導の実施率は16.5%で都平均（13.8%）よりも高いが、国平均（28.0%）よりも低い。
- いずれも国の目標値60%を達成するため、引き続き受診率・実施率向上の施策に取り組む必要がある。

レセプト・健診結果等を組み合わせた分析

- 健診未受診かつ医療機関での治療のない人（健康状態不明者）の割合が30.7%であるため、今後も健診未受診者対策を推進する必要がある。
- 健診受診者のうち生活習慣病治療中でコントロール不良の人が14.0%いる。

介護費関係の分析

- 令和4年度の要介護認定率は23.2%で都平均（20.7%）よりも高く、新規認定率は0.4%と国平均（0.3%）よりわずかに高い。
- 令和4年度の要介護認定者の有病状況は、筋骨格系（51.9%）が都平均（51.2%）よりも高く、介護認定者のレセプト1件当たり医療費（89,950円）は、都平均（87,430円）よりも高い。

その他

- 男女ともにがんが死因の第1位であり、亡くなった区民のうち約3割弱が、がんで死亡している。疾病別医療費においても、がんの占める割合が最も高くなっている。

【現状の整理】

生活習慣病治療中断者への受診勧奨では、受診再開率が50%を超え、事業を開始した令和2年度以降で糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症の医療費が減少していることから、少なくとも寄与できたものとする。また、重複頻回受診対策、薬剤併用禁忌防止、ジェネリック医薬品の普及に係る事業も目標値を達成することができた。

特定健診の受診率は、東京都平均（以下「都平均」という）、全国平均（以下「国平均」という）を下回り、国の目標値（60%）には及ばなかった。特定保健指導の実施率は、都平均を上回っているが、国平均よりは低く、特定健診の受診率同様、国の目標値には及ばない状況である。

III 計画全体

【計画全体の目標】

1. 生活習慣改善に向けた支援
2. 生活習慣病重症化予防
3. 医療費の適正化に向けた取組

IV 個別事業計画

※第四期新宿区特定健康診査等実施計画 該当事業

目 標	事 業 名
1. 生活習慣改善に向けた支援	特定健康診査 ※
	特定保健指導 ※
2. 生活習慣病重症化予防	健診異常値未治療者への受診勧奨 ※
	糖尿病性腎症等重症化予防事業 ※
	生活習慣病治療中断者への重症化予防
3. 医療費の適正化に向けた取組	医療費通知の送付
	重複頻回受診対策
	薬剤併用禁忌防止
	ジェネリック医薬品利用差額通知の送付

V その他

■データヘルス計画の評価・見直し

国保データベース（KDB）システムによる自己評価を行う。また、令和8年度の間評価により見直しを行う。

■データヘルス計画の公表・周知

広報及び区公式ホームページ等により周知する。

■個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律、新宿区情報セキュリティ対策基準などに基づき、取り扱う。

■地域包括ケアに係る取組

健康増進法及び介護保険法に基づき実施する健（検）診等と連携する。

■その他留意事項

計画策定後、法令や指針の改正がされた場合は、改正後に準じて見直し等を行う。